

<p style="text-align: center;">国家外汇管理局关于进一步推进个人经常项目外汇业务便利化的通知 汇发〔2021〕13号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各全国性中资银行：</p> <p>为进一步提升个人用汇便利化水平，现就个人经常项目外汇业务有关事项通知如下：</p> <p>一、优化《个人购汇申请书》填报要求。为便于境内个人购汇填报，自2021年4月1日起（具体时间由银行自主确定，但最迟不得晚于2021年6月底），启用优化后的《个人购汇申请书》（见附件1）。已开办电子银行个人结售汇业务的银行，应按照《电子银行个人购汇优化技术要求参考》（见附件2），于2021年6月底前完成本银行系统改造。</p> <p>二、调整银行个人购付汇用途一致性审核要求。银行对个人购汇后即办理付汇的业务，应进行购付汇用途一致性审核。</p> <p>三、优化留学学费购付汇手续。对于境内个人留学期间在同一银行再次办理不占年度便利化额度的留学学费购付汇，银行可根据首次办理情况，免于审核重复性材料，购汇资金直接汇入原学校账户。银行应在购汇备注栏标注“便利化留学购汇”字样。</p> <p>四、优化境外工作的境内个人薪酬结汇手续。对于境外工作的境内个人在同一银行再次办理不占年度便利化额度的薪酬结汇，银行在确认薪酬真实合法的情况下，可根据首次办理情况，免于审核重复性材料，并在结汇备注栏标注“便利化薪酬结汇”字样。</p> <p>五、优化在华工作境外个人薪酬购汇手续。对于在华工作境外个人劳动合同有效期内到同一银</p>	<p style="text-align: center;">国家外貨管理局：個人經常項目外貨業務利便化のさらなる推進に関する通知 匯發〔2021〕13号</p> <p>国家外貨管理局各省・自治区・直辖市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・厦門・寧波市分局、各全国性中資銀行：</p> <p>個人の外貨利用に対する利便化レベルをさらに引き上げるため、ここに個人經常項目外貨業務関連事項について以下の通り通知する：</p> <p>一、《個人外貨転申請書》の報告要求を最適化する。国内個人外貨転報告の利便化について、2021年4月1日より（具体的な日時は、銀行が自ら確定するが、最長でも2021年6月末を過ぎてはならない）、最適化後の《個人外貨転申請書》（付属文書1参照）の使用を開始する。インターネットバンキング個人両替業務をすでに行っている銀行は、《電子銀行個人外貨転最適化に係る技術要求の参考》（付属文書2参照）に基づき、2021年6月末までに当該銀行のシステム改造を完了させなければならない。</p> <p>二、銀行の個人外貨転・対外支払の用途一致性審査の要求を調整する。銀行は、個人の外貨転直後の対外支払業務を取り扱う場合、外貨転・対外支払の用途一致性審査を行わなければならない。</p> <p>三、留学に伴う学費の外貨転・対外支払手続きを最適化する。国内個人の留学期間の同一銀行において再度取り扱う年間利便化限度額を占有しない留学に伴う学費の外貨転・対外支払について、銀行は、初回の取扱状況に基づき、重複する資料の審査を免除し、外貨転代り金を直接元の学校の口座に入金することができる。銀行は、外貨転の備考欄に「留学に係る外貨転の利便化」との文言を注記しなければならない。</p> <p>四、国外で就労する国内個人の報酬に係る人民元転手続きを最適化する。国外で就労する国内個人の同一銀行において再度取り扱う年間利便化限度額を占有しない報酬に係る人民元転について、銀行は、報酬が真実かつ合法的であることを確認できる状況において、初回の取扱状況に基づき、重複する資料の審査を免除することができ、人民元転の備考欄に「報酬に係る人民元転の利便化」との文言を注記する。</p> <p>五、中国で就労する国外個人の報酬に係る外貨転手続きを最適化する。中国で就労する国外個人</p>
--	--

<p>行再次办理合法薪酬收入购汇，银行可根据首次办理情况，免于审核重复性材料，并在购汇备注栏标注“便利化薪酬购汇”字样。</p> <p>六、银行应建立个人经常项目特殊外汇业务处置制度，并事前向所在地外汇局书面报告。对于个人具有真实、合法交易背景的正常项目外汇业务，银行应坚持“实质重于形式”的审核原则，按照个人经常项目特殊外汇业务处置制度予以办理，并在购/结汇备注栏标注“特殊外汇业务处置”字样。</p> <p>七、个人本外币兑换特许业务经营机构办理个人外汇业务参照本通知执行。</p> <p>八、本通知自发布之日起施行。《国家外汇管理局关于优化个人外汇业务信息系统的通知》（汇发〔2016〕34号）同时废止。此前规定与本通知不一致的，按照本通知执行。</p> <p>收到本通知后，国家外汇管理局各分局、外汇管理部应及时转发辖内中心支局（支局）、开办个人结售汇业务的地方性商业银行、外资银行及个人本外币兑换特许业务经营机构，各全国性中资银行应及时转发下属分支机构。</p> <p>特此通知。</p> <p>附件：1. 个人购汇申请书 2. 电子银行个人购汇优化技术要求参考</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局 2021年3月25日</p>	<p>の労働契約有効期限内の同一銀行において再度取り扱う合法的な報酬収入に係る外貨転について、銀行は、初回の取扱状況に基づき、重複する資料の審査を免除することができ、外貨転の備考欄に「報酬に係る外貨転の利便化」との文言を注記する。</p> <p>六、銀行は、個人經常項目特殊外貨業務処理制度を構築し、事前に所在地の外管局に書面にて報告しなければならない。個人の真実・合法的な取引背景を有する經常項目外貨業務について、銀行は、「実質重視形式」の審査原則を堅持し、個人經常項目特殊外貨業務処理制度に基づき取り扱い、外貨転/人民元転備考欄に「特殊外貨業務の処理」との文言を注記しなければならない。</p> <p>七、個人人民元・外貨両替特許業務経営機構の個人外貨業務の取扱は、本通知を参照して執行する。</p> <p>八、本通知は、公布日より施行する。《国家外貨管理局：個人外貨業務情報システムの最適化に関する通知》（匯發[2016]34号）は、同時に廃止する。これ以前の規定が本通知と一致しない場合、本通知に基づき執行する。</p> <p>本通知の受領後、国家外貨管理局各分局・外貨管理部は、遅滞なく管轄内の中心支局（支局）・個人両替業務を取り扱う地方性商業銀行・外資銀行・個人人民元・外貨両替特許業務経営機構に転送しなければならず、各全国性中資銀行は、遅滞なく下級分支機構に転送しなければならない。</p> <p>特にここに通知する。</p> <p>付属文書：1. 個人外貨転申請書 2. 電子銀行個人外貨転最適化に係る技術要求の参考</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局 2021年3月25日</p>
---	---